

京都市交通局管理規程第10号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第15条第2項を削る。

第53条第1項第3号ア中「保育所」の右に「，幼保連携型認定こども園」を加える。

第60条第1項第3号ア中「保育所」の右に「，幼保連携型認定こども園」を加える。

第61条第2項に次のただし書を加える。

ただし，前条第1項第1号の身体障害者については，本市が交付する赤色のき章を
はい用することをもって福祉乗車証の所持に代えることができる。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)